



# —協働によるまちづくり— 公共サービス民間提案制度実施要領

(令和3年8月改訂版)

総合政策部協働・男女平等参画室

総務部行政監理室

## 1 目的

本市では、これまで行政主導により様々な公共サービスの民間委託を推進してきた。一方で、これからの公共サービスは、市民との協働によるまちづくりの観点から、民間の主体と行政とが対等な立場で担っていくことが求められている。

公共サービス民間提案制度は、本市で実施している事業内容やコストを公表し、民間事業者、市民活動団体等からの創意工夫を凝らした提案をもとに、より効率的で市民サービスの向上につながる形での業務委託を進めることにより、市民との協働によるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

## 2 基本的な考え方

市が実施する事業について、事業内容や事業費を掲載した主要事業レビューを公表し、民間事業者等からより効率的で市民サービスの向上につながる内容の提案を募集する。

申請のあった提案は、外部有識者を交えた審査委員会で内容を審査し、事業担当課で採択された事業を提案者への業務委託として実施する。

## 3 対象事業

市が公表している主要事業レビューに掲載している事業であること。ただし、市民サービスの向上につながる内容であり、原則として市に新たな財政負担を生じさせない提案であること。

## 4 提案の要件

- (1) 提案者の創意工夫が盛り込まれていること。
- (2) 効率的でコストの縮減が図られること。
- (3) 市民サービスの更なる向上が図られること。
- (4) 提案者への業務委託による実施が可能であること。
- (5) 最長で3年以内の委託期間であること。

## 5 申請資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- (2) 提案した事業内容を安定的に実施できる能力を有していること。
- (3) 組織に関する規則があり、責任者が特定できること。
- (4) 団体又はその代表者が、次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格の制限と受けている者

イ 募集の日から契約締結までのいずれかの日において、本市競争入札参加資格指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

エ 消費税及び地方消費税又は市税に滞納がある者

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者  
カ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当する者（苫小牧市長又は苫小牧市議会議員、行政委員会の委員である者）

- (5) その他本制度の趣旨に鑑み、委託することが適当であると認められる者であること。

## 6 事業実施までの流れ

### 【対話期間】…主要事業レビュー公表から提案書（案）の提出まで

- (1) 主要事業レビューの公表  
市は、ホームページに主要事業レビューの公表を行う。また、関係様式等を市ホームページに掲載する。
- (2) 対話申込書の提出  
提案者は、公表されている主要事業レビューを基に対話申込書（様式第 1 号）を市に提出する。
- (3) 対話  
市と提案者は、対話を実施する。
  - ① 初回の対話については、提案者、事業担当課、協働・男女平等参画室及び行政監理室の 4 者で対話を実施する（原則、制限時間 45 分間）。
  - ② 2 回目以降の対話については、提案者と事業担当課で対話を実施する（協働・男女平等参画室及び行政監理室の介入も可能とする。）。
- (4) 事業シートの作成  
提案者は、事業シート作成依頼書（様式第 2 号）を市に提出し、市は作成を行う。
- (5) 提案書（案）の提出  
提案者は、提案書（案）（様式第 5 号）を作成し、市に提出する。
- (6) 対話（提案書（案）提出後）  
提案者と市は、提案書（案）の内容について対話を行う。
- (7) 対話継続が困難な場合  
市は、対話継続困難（事業の目的と合致しない、実現不可、対話の回数が多く業務の支障となる等）と判断した場合、対話継続困難のお知らせにより提案者に通知する。
- (8) 提案に至らなかった場合  
提案者は、提案を行わない場合、その旨を市に伝える。

### 【提案期間】…提案書の提出から事業開始まで

- (9) 提案書の提出
  - ア 提案者は、提案書（様式第 6 号）、提案団体調書（様式第 7 号）、提案団体に関する誓約書（様式第 8 号）及び暴力団排除に関する誓約書（様式第 9 号）その他市が求める資格の確認に要する資料を市に提出する。
  - イ 市は、提案者の資格の確認を行う。

(10) 審査委員会

ア 審査委員会の目的

提案事業の採否を審査する。

イ 市は、審査委員会を設置する。

ウ 審査委員会委員（以下「審査委員」という。）

外部有識者（学識経験者等）を含めた部長職のメンバーで構成する。

エ 審査委員会の流れ

① 事業説明

市は、審査委員に対し当該事業の目的や現状の課題等を説明し、提案に対する意見を述べる。

② プレゼンテーション

提案者は、提案書に基づき、提案内容のプレゼンテーションを行う。

③ 質疑

審査委員は、提案者と市に提案内容の質疑を行う。

④ 審査

プレゼンテーション及び質疑の内容を踏まえ、審査委員は提案内容の採点を行う。

【評価基準：事業目的、事業効果、コスト、実現性、公益性、協働性】

(11) 審査委員会意見

審査委員会は、審査結果を審査意見具申書として、市長に提出する。

(12) 採択・不採択・継続協議の決定

市は、審査委員会の評価結果（審査意見具申書）を踏まえ、採択・不採択・継続協議を決定する。基準は以下のとおりとする。

- ・採 択： 審査委員から一定以上の評価があり、内容を修正することなく次年度から実現可能なもの
- ・継続協議： 内容を一部修正することで実現可能なもの  
次年度からの開始が難しいもの
- ・不 採 択： 上記以外のもの

(13) 提案結果の通知

市は、提案結果を提案者に通知する。

(14) 継続協議

提案結果が継続協議となった場合、提案者と市は協議を行い、一部内容の修正や、事業開始時期の変更などが可能な場合は、修正の上、採択とする。協議が整わない場合は、不採択とし、市から提案者に通知する。

(15) 提案結果等の公表

市は、審査委員会終了後、提案結果等を市ホームページで公表する。ただし、継続協議や不採択となった提案については、他の民間事業者等の盗用の恐れがあるため、詳細な事業内容、団体名等を非公開とする。

- (16) 仕様書作成  
市は、提案者と協議のうえ、仕様書を作成し、参考見積書を徴する。
- (17) 予算要求  
採択事業については、提案内容に沿った形で、市が予算要求を行う。
- (18) 実施決定通知  
予算成立後、市は、提案者に実施決定を通知する。
- (19) 委託契約の締結  
提案者との随意契約により委託契約を締結する。
- (20) 事業開始

## 7 実施の条件

提案事業の実施は、本市予算の成立を条件とする。

## 8 提案の辞退

提案者の都合により、事業の実施が困難となった場合や審査委員会を欠席する場合は、市に提案辞退届出書（様式第15号）を提出する。受付期間は、審査結果通知日までとする。

## 9 費用負担

提案に要した費用、事業実施までの準備に要した費用等については、提案の採択・不採択等に関わらず全額を提案者の負担とする。

## 10 委託事業の評価

本制度によって委託された事業は、「民間委託モニタリング制度」の対象とする。

## 11 契約の解除等

提案者が委託契約締結後に提案内容どおり事業が実施できない場合や民間委託モニタリングにより契約を継続することが著しく不合理である場合は、提案者に対して契約の解除、委託料の返還等といった必要な措置を講じる。

## 12 スケジュール

No.	提案手続	日程	対応（提出）する部署	備考
1	対話申込書の受付	随時	協働・男女平等参画室	※
2	事業シート作成依頼書の提出	随時	事業担当課	※
3	提案書（案）の提出及び対話	随時	事業担当課	※
4	提案書の提出	5月から6月末頃	協働・男女平等参画室	
5	審査委員会による審査	7月下旬頃		
6	審査結果の通知・公表	8月頃		
7	仕様書作成	採択後	事業担当課	
8	実施決定通知	予算成立後	事業担当課	
9	委託契約の締結	翌年度4月以降	事業担当課	

※ No.1 から 3 については、随時行うが、翌年度から事業を実施する場合、5月末までに対話を実施すること。

### 13 制度概略図



